二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　百万円

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　百二十万円

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　六十万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　八十万円

ロ　前号ロに該当する事業主　前号ロ(2)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額（同号ロ(2)(ii)の措置の実施に要した費用の額にあつては、三十万円）の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）に相当する額（対象被保険者（雇用環境整備計画に基づく措置の対象となる者に限る。）の数に二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を乗じて得た額又は一千万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ(2)の措置の対象者一人につき、三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）（中小企業事業主にあつては、四十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円））（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

第百四条の二を削る。

第百九条中「トライアル雇用奨励金」を「トライアル雇用助成金」に改める。

第百十条第一項を次のように改める。

特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、長期不安定雇用者雇用開発コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。

第百十条第二項中「特定就職困難者雇用開発助成金」を「特定就職困難者コース助成金」に改め、同条第三項中「第百十八条の三第八項及び附則第十七条の四の四」を「第百十八条の三第七項及び附則第十五条の五第六項」に改め、同条第七項中「高年齢者雇用開発特別奨励金」を「生涯現役コース奨励金」に改め、同条第九項中「生活保護受給者等雇用開発助成金」を「生活保護受給者等雇用開発コース助成金」に改め、同条に次の三項を加える。

11　長期不安定雇用者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　三十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、雇入れの日の前日から起算して過去十年間に五回以上離職又は転職（一般被保険者として雇用されていた場合に限る。）を繰り返しているものを、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（長期不安定雇用者雇用開発コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職の状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

12　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）である発達障害者又は難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職の状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

13　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とする。

第百十条の三の次に次の一条を加える。

（トライアル雇用助成金）

第百十条の三　トライアル雇用助成金は、一般トライアルコース助成金及び障害者トライアルコース助成金とする。

2　一般トライアルコース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（一般トライアルコース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示している者に限る。(1)において同じ。）の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間と同一の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

(1)　公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介の日（以下このイにおいて「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業（職業安定法第十五条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。次項において同じ。）に就くことを希望する者